

受付番号

種目番号

連絡先

委託担当

事業系廃棄物対策課

処理施設指導係

TEL 671-2515

350

設 計 書

1 委 託 名

戸塚区品濃町最終処分場ほう素除去業務委託

2 履 行 場 所

戸塚区品濃町最終処分場

3 履 行 期 間

期間 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日まで

又 は 期 限

期限 契約締結日から令和 年 月 日まで

4 契 約 区 分

確定契約概算契約

5 その他特約事項

なし

6 現 場 説 明

不要要 (月 日 時 分、場所)

7 委 託 概 要

戸塚区品濃町最終処分場にある浸出水処理施設のほう素処理としてほう素吸着塔を設置し、その機能を十分に発揮するよう当該装置の再生交換を行う。

8 部分払

する (4 回以内)
 しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額
再生交換業務	4月～6月	1	式		()
再生交換業務	7月～9月	1	式		()
再生交換業務	10月～12月	1	式		()
再生交換業務	1月～3月	1	式		()

* 単価及び金額は、消費税等相当額を含まない金額。

* 概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委託代金額	(¥ _____)
内訳	業務価格 (¥ _____)
消費税等相当額	(¥ _____)

戸塚区品濃町最終処分場ほう素除去業務委託
業務仕様書
(横浜市資源循環局)

(適用)

第1条 本仕様書は、「戸塚区品濃町最終処分場ほう素除去業務委託」に適用する。本業務委託については、委託契約書等に定めるもののほか、横浜市契約規則、委託契約約款、資源循環局共通仕様書及び本仕様書に従い、履行に際し関係する法令を遵守して、これを履行しなければならない。

(委託概要)

第2条 本業務は、戸塚区品濃町最終処分場にある浸出水処理施設において、浸出水に含まれるほう素を除去するためにほう素吸着塔を設置するとともに、その機能が十分に発揮されるよう吸着塔の交換及び再生を行うものとする。

(委託内容)

第3条 本業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) ほう素吸着塔の設置・交換（運搬含む）
- (2) ほう素吸着材の再生及び補充

(設備仕様)

第4条 ほう素吸着塔は、次の仕様を満足し、かつ既存施設に設置及び接続が可能な機種とする。

形 式	ほう素吸着塔 (参考品番：新日本電工製 “B-クルパック” B-700BCBC)
吸着剤容量	500[L/塔]以上
通水量	3.5[m ³ /h]以上
数 量	8 [塔]
(参考)ほう素吸着能力	4.3[g/L-R]以上*
(参考)ほう素吸着量	2.6[kg/塔]以上*

※ 浸出水成分により変動あり

(再生交換)

第5条 ほう素吸着塔の再生交換は、委託者が指定する職員（以下「担当職員」という。）の指示により、使用済みの吸着塔を原則8日間隔で4塔ずつ取り外し、吸着能力を回復させた再生済みの吸着塔と交換する。

(業務実施計画書)

第6条 業務の実施に先立ち、業務実施計画書を作成し、初回納入の前までに担当職員の確認を得る。なお、対象設備の搬入搬出日時等の計画にあたっては、担当職員と綿密な打合せを行う。

(再生業務)

第7条 受託者は、関係法令に基づき適正に吸着剤を再生する。

(交換業務)

第8条 受託者は、受託者運搬車両(ユニック車等)を用いて使用済み吸着塔の積み込み及び再生済み吸着塔の積み降ろしを適切に行う。(設置場所の詳細は添付図面を参照)

2 使用済み吸着塔の積み込み及び再生済み吸着塔の積み降ろしを行う際は、本市が別途委託する「戸塚区品濃町最終処分場浸出水処理施設保守点検業務委託」の現場責任者等と調整を図り、円滑かつ安全に業務を実施する。

3 積み込んだ使用済み吸着塔は、漏洩のないよう再生する場所へ関係法令に基づき適切に運搬するとともに、再生済み吸着塔についても同様に履行場所へ運搬する。

4 再生済み吸着塔は、履行場所の指定する設置場所(取り外した元の位置)へ積み降ろす。なお、水抜き・接続管及び固定金具の取外し等再生交換業務の前処理作業は、委託者が行う。

(場内での保安対策及び作業時間)

第9条 履行場所内の作業にあたっては、担当職員と十分に協議し、資源循環局構内作業基準を遵守したうえで、当局通常業務及び施設の維持管理に支障がないよう安全管理を行う。なお、履行場所内での作業可能時間は、原則午前9時から午後5時までとする。

(損害の負担)

第10条 本業務中に受託者の責めに帰すべき事由により受託者に生じた損害について、委託者は一切の責任を負わない。

2 作業中に受託者の責めに帰すべき事由により既設設備等に損害が生じた場合は、受託者はその損害を賠償する責任を負う。

(業務報告書)

第11条 業務報告書は、次のとおりとする。

- (1) 業務概要書
- (2) 再生交換証明書(納品書等)
- (3) その他担当職員が指示するもの

適用する仕様書等(委託)

1 適用する仕様書等

資源循環局が発注する委託等に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は、下記の共通仕様書等のうち☑が印されたものとする。

適用	名称	改定年月
☑	委託共通仕様書	令和5年1月
☑	資源循環局構内作業基準	令和5年5月
☐	横浜市土木設計業務共通仕様書	令和3年9月
☐	横浜市測量業務共通仕様書	令和3年9月
☐	横浜市地質調査業務共通仕様書	令和3年9月
☐	横浜市建築局建築設計委託業務共通仕様書	令和元年5月
☐	横浜市建築局建築工事監理委託業務共通仕様書	令和元年5月
☐	個人情報取扱特記事項 受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては「個人情報取扱特記事項」に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。	
☐	前金払に関する特記事項 本委託業務については、契約代金額が、設計・調査業務の場合300万円以上、測量業務の場合200万円以上（設計・調査業務と測量業務が含まれる場合は200万円以上）となった場合は、前払金を請求することができる。	

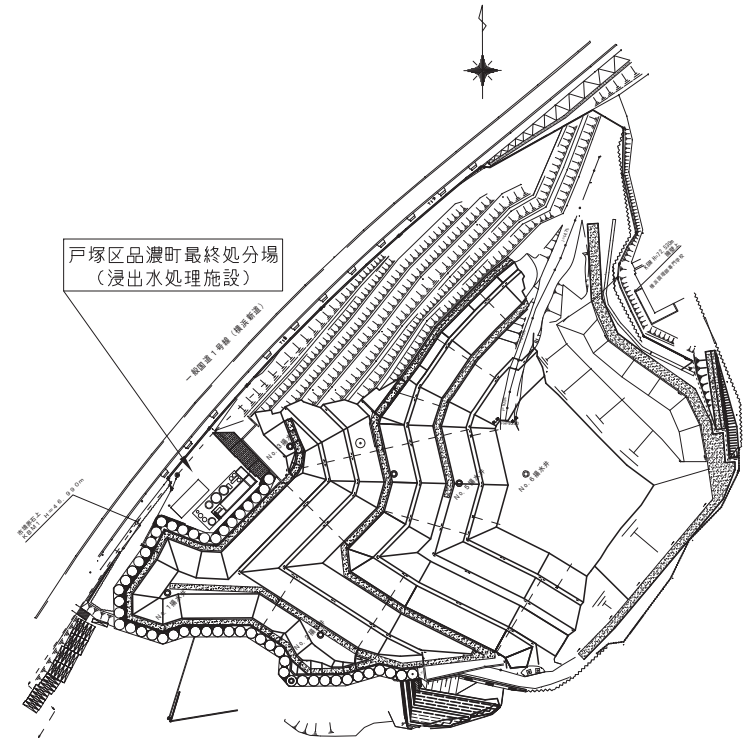
2 入手先

仕様書は以下の市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/shigen/shiyousyo>



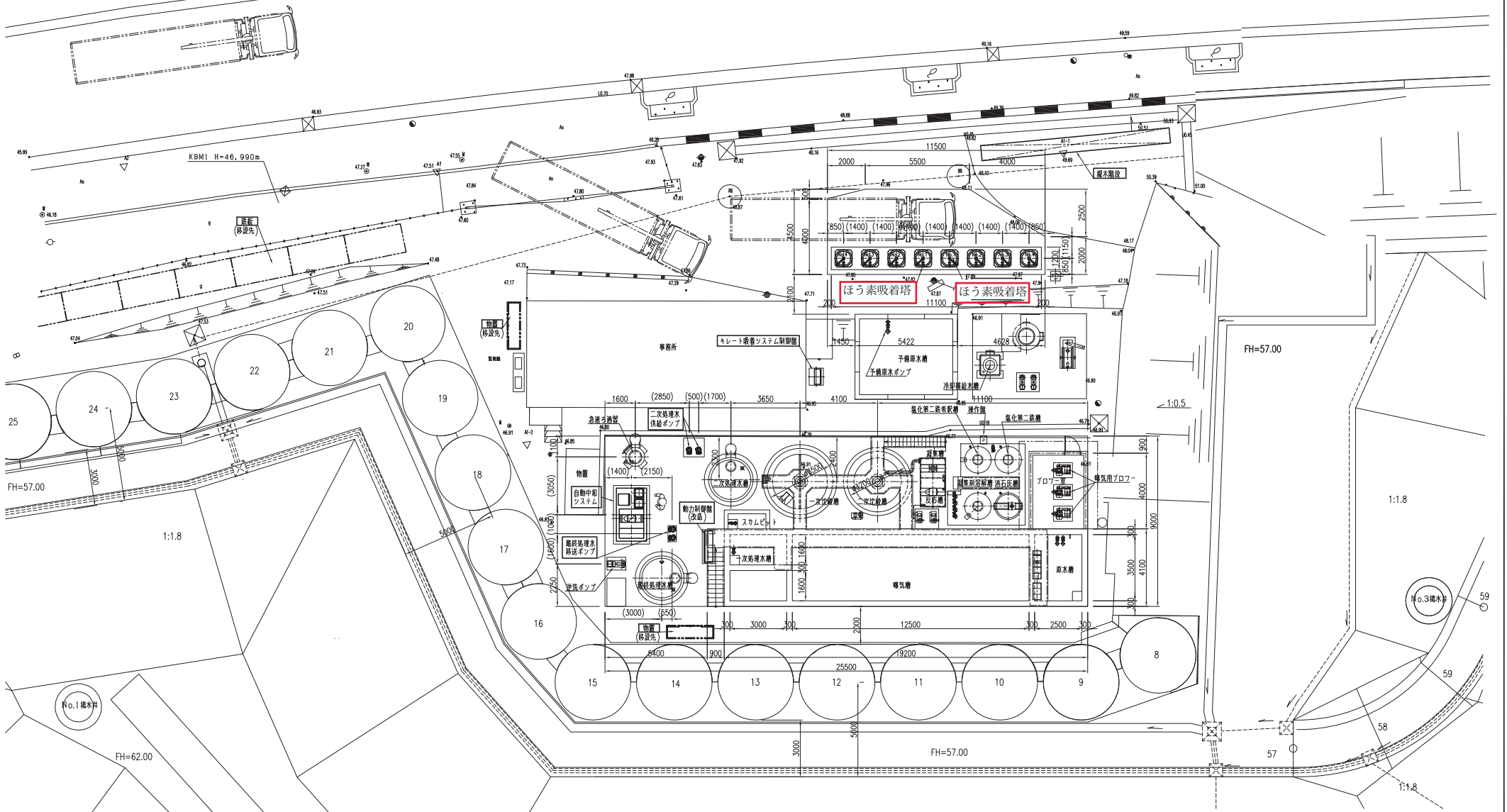
戸塚区品濃町最終処分場 所在地 横浜市戸塚区品濃町1622番地



案内図・配置図



一般国道1号線(横浜新道)



全体配置図

浸出水処理施設全体配置図
(ほう素吸着塔配置図)